主眼事項及び着眼点(指定訪問介護事業)

				71 122 7 713 7	
主眼事項		着	眼	点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則				意思及び人格を尊重 スの提供に努めてい	適・否
	営するに当 他の居宅サ	たっては,地 ービス事業者	域との結び付き	サービスの事業を運 を重視し、市町村、 療サービス及び福祉 いるか。	適 · 否
	防止等のた	め、必要な体		人権の擁護、虐待の とともに、その従業 じているか。	適 ・ 否
	に当たって	は、法第118 の他必要な情	条の2第1項に	サービスを提供する 規定する介護保険等 切かつ有効に行 う よ	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第3条	法:介護保険 法
			基準:指定居
			宝サービ
			等の事業の
			員,設 備 及
※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイク		解釈	運営に関す
ルの推進について		第3の一の3(1)	
(4)は、指定居宅サービスの提供に当たって			生省令第3
は、法第118条の2第1項に規定する介護保			号)
険等関連情報等を活用し、事業所単位でPD			初 和 长宁 5
CAサイクルを構築・推進することにより、 提供するサービスの質の向上に努めなければ			解釈:指定居宅サービ
ならないこととしたものである。			- モッー C - 等及び指定
この場合において、「科学的介護情報シス			黄 及び間を 護予防サー
テム(LIFE)」に情報を提出し、当該情			ス等に関す
報及びフィードバック情報を活用することが			基準につい
望ましい。			(平11老企第
			5号)
「常勤換算方法」		解釈 第2の2	
・雇用の分野における男女の均等な機会及び待			
遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措			
置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護の			
ため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方			
法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべ			
き時間数を満たしたものとし、1として取り扱			
うことを可能とする。			
「常勤」			
・ 当該事業所において定められている常勤の従			
業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下			
回る場合は32時間を基本とする。)に達してい			
ることをいう。ただし、母性健康管理措置又は			
育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置			
が講じられている者については、利用者の処遇 に支障がない体制が事業所として整っている場			
合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間			
数を30時間として取り扱うことを可能とする。			
・人員基準において常勤要件が設けられている			
場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措			
置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休			
業を取得中の期間において、当該人員基準にお			
いて求められる資質を有する複数の非常勤の従			
業者を常勤の従業者の員数に換算することによ			
り、人員基準を満たすことが可能である。			

主眼事項	着	眼点	自己評価
第 1 基本方針	も,その利用者が可能 力に応じ自立した日常	業は、要介護状態となった場合な限りその居宅において、その生活を営むことができるよう)他の生活全般にわたる援助る	その有する能 5, 入浴, 排
第2 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員 数	問介護員等の員数はか。 ① 介護福祉士 ② 介護職員初任者 ③ 介護職員基礎所 ④ 訪問介護最養所 ⑤ 看護師, 准看記 ⑥ 社会福祉法及び	計修課程修了者 対研修課程修了者(1級・2級 護師,保健師及び助産師の資格 対介護福祉法に基づく実務者の 対養成研修修了者(1級・2級 引会修了者 目時研修修了者	なっている 常勤換算 (. 人) 及) Bを有する者 肝修終了者
2 サービス提供責任者	の訪問介護国事での、財団の、財団の、財団の、財団の、財団ののののののののののののののののののの	き者は、指定法 語の 語の 語の 語の 語の 語の 語の 語の によ によ によ によ によ によ によ によ に に に に に に に に に に に に に	ト護事業者が その2 第一年 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		は,前3月の平均値としてい とける場合は,推定数で差しま	
	める者であって, 真なっているか。たた に支障がない場合に	E者は介護福祉士その他厚生党 Pら指定訪問介護の職務に従い Eし、利用者に対する指定訪問 は、同一敷地内にある指定定期 隻事業所又は指定夜間対応型記 のことができる。	事するものと 引介護の提供 明巡回・随時

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
標や課題に沿ったサービスを行うこと。 ・ また、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、適切に行うこと。	O 居宅サービス計 画(控)	基準 第4条 法第74条第1項 法第8条第2項及	
 看護師等(保健師、助産師、看護師、准看護師)の資格を有している場合は、介護職員初任者研修修了者とみなされるが、訪問介護員として就労するためには、本県が交付する「修了証明書」が必要である。 			
・ サービス提供責任者(以下「サ責」という。)は訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者であって、原則として常勤のものから選任する。なお、1級課程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能。 イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者である。 ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定を別巡回・随時対応型訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所のであること。		基準 第5条第2項 解釈 第3の一の1(2) ④	
・ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。		基準 第5条第3項 基準 第5条第4項 解釈 第3の一の1(2) ①ハ	

主眼事項		着	眼	点	自己評価
	人以上配置 従事する者 いて, サー る場合にあ ビス提供責	ぱし, かつ, サ- fを1人以上配 f ビス提供責任す f っては, 当該打	ービス提供責任 置している指定 者が行う業務が 指定訪問介護事 利用者の数が	ビス提供責任者を3 者の業務に主とにま 訪問介護事業所に 効果的に行われて 業所に置くべきサー 50又はその端数を増	
	る指定事業 業と当該第 運営されて 訪問事業の	手所の指定を併せる。 一号訪問事業の でいる場合につい	せて受け, かつ とが同一の事業 いては, 市町村 基準を満たすこ	第一号訪問事業に係 , 指定訪問介護の事 所において一体的に の定める当該第一号 とをもって, (1)~	
3 管理者	職務に従事す 問介護事業所 業所の他の職	っ る常勤の管理 で の管理上支障が	者を置いている がない場合は, 又は同一敷地内	業所ごとに専らそのか。ただし、指定訪 当該指定訪問介護事 にある他の事業所、い。	
第3 設備に関する基準		引介護事業所に(⁻ る専用の区画が		を行うために必要な るか。	適 · 否 専用・共用
		ては区画についっ : 適切なスペーク		の受付・相談等に対 いるか。	適・否
	備・備品等		いるか。特に,	護の提供に必要な設 手指を洗浄するため 慮しているか。	-

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
(4)におけるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		基準 第5項 解第3の一の1(2) ③ 準 第8の一の1(2) ③ 口 解第3の一の1(2) ⑤ (2)	
・ 当該事業所又は他の事業所等の職務を兼務 している場合、他の事業所が同一敷地内又は 道路を隔てて隣接しているか、管理上支障が ないか確認する。		基準第6条 解釈 第3の一の1(3)	
・ 業務に支障がなければ他の事業と同一の事 務室であっても差し支えないが、区画が明確 に特定されているか。	〇 平面図	法第74条第2項 基準 第7条第1項 解釈	
・ 事業に必要な設備・備品を備え、特に手指 を洗浄するための設備等感染症予防に必要な 設備等に配慮しているか。		第3の一の2(1) 基準 第7条第1項 解釈 第3の一の2(3)	

主眼事項		着	眼	点	自己評価
	ー号訪問事 指定訪問が において一 定める当詞	事業に係る指定事 ↑護の事業と当該 -体的に運営され 核第一号訪問事業	業者の指定を第一号訪問事でいる場合にの設備に関す	2(1)に規定する第併せて受け、かつ、業とが同一の事業所ついては、市町村のる基準を備えることがで	適 ・ 否
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説 明及び同意	し, あらか の概要, ii サービスの を交付して	いじめ,利用申込 方問介護員等の事)選択に資すると	者又はその家 助務の体制 <i>その</i> 認められる重	隻の提供の開始に際 族に対し、運営規程 り他の利用申込者の 要事項を記した文書 について利用申込者	適 ・ 否 説明書等 有 ・ 無 同意の確認 有 ・ 無
	レット等 る事業を併	(当該指定訪問介 fせて実施してい	護事業者が、	すい説明書やパンフ 他の介護保険に関す パンフレット等につ ない。)となってい	適・否
2 提供拒否の禁止	を拒んでいた 特に、要介 していないか 介護サービス 拒否していた	いか。 ↑護度や所得の多 ヽ。また、利用者 、の利用を希望す いか(ただし、	寡を理由にサーが特定のサーることを理由 「指定訪問介	指定訪問介護の提供 一ビスの提供を担合 では行いでは ではかの でで で で で で で で で で の の の の の の の の の	有 ・ 無 拒否の理由

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
 ・ 重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていること。 ・ 当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 ・ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条(訪問介護員等の員数)において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 (重要事項の主な項目) 	〇 運営規程 図利明全等の説 別の記 の記 の説 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の記 の	基準 第7条第2項 法第74条第2項	N III T K
① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況(実施の有無,直近の実施年月日,評価機関の名称,結果の開示状況)等 (正当な理由の例)		基準第9条	
① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ 一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例 ※③の具体的な事例 イ「直接本人の援助」に該当しない行為・利用者が使用する居室等以外の特別・主として利用者が使用する居室等の持験・来客の応接(お茶、食事の手配等)・自家用車の洗車・清掃等ロ「日常生活の援助」に該当しない行為・草むしり・花木の水やり		解釈 第3の一の3(3)	

主眼事項	着	眼点	自己評価
3 サービス提供困難 時の対応		、 当該指定訪問介護事業所の通、 利用申込者に対し自ら適切な	
4 巫经洛牧笙の珠訊	申込者に係る居宅介護支問介護事業者等の紹介そるか。	「困難であると認めた場合は、当 「援事業者への連絡、適当な他の 一の他の必要な措置を速やかに講	指定訪じてい
4 受給資格等の確認	場合は、その者の提示格、要介護認定の有無いるか。 (2) 指定訪問介護事業者	は、指定訪問介護の提供を求め でする被保険者証によって、被保 でなるでのででは認定の有効期間を確 がは、被保険者証に、認定審査会 では、被保険者証に、認定審査会	険者資 かめて 意見が 適 ・ 否
	定訪問介護を提供する (1) 指定訪問介護事業	者は、指定訪問介護の提供の開	始に際 事例の有無
に係る援助	護認定の申請が既に行 行われていない場合は やかに当該申請が行わ	けていない利用申込者については fわれているかどうかを確認し、 t、当該利用申込者の意思を踏ま pれるよう必要な援助を行ってい 者は、居宅介護支援(これに相	申請が えて速 るか。 事例の有無
	合であって必要と認めが、遅くとも当該利用	「利用者に対して行われていない めるときは、要介護認定の更新 日者が受けている要介護認定の有 こなされるよう、必要な援助を行	の申請 効期間
6 心身の状況等の把 握	利用者に係る居宅介護支 議等を通じて,利用者の	は、指定訪問介護の提供に当たっ で援事業者が開催するサービス担 の心身の状況、その置かれている は福祉サービスの利用状況等の	当者会 環境,

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ハ 日常的に行われている家事の範囲を超える行為 ・家具・電気器具等の移動,修繕,模様替え・大掃除,窓のガラス磨き,床のワックがけ・室内外家屋の修理,ペンキ塗り・植木の選定等の園芸・正月,節句等のために特別な手間をかけて行う調理等			
・居宅介護支援事業者へ連絡を行うこと。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 ・事前に近隣の指定訪問介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。		基準第10条	
初回訪問時に確認し、サービス提供票や訪問介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。		基準 第11条第1項	
・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有 効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき 事項である。		基準 第11条第2項 (法第73条2項)	
・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を 受理した日とされており、緊急のサービス提 供の場合等は、十分に当該市町村等と連携を とること。		基準 第12条第1項	
・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行うこと。		基準 第12条第2項	
サービス担当者会議等の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	〇サービス担当者 会議で居宅介護 援事業者が提供し た居宅サービス計 画や課題分析票な どの資料	基準第13条	

				-	
主眼事項		着	眼	点	自己評価
7 居宅介護支援事業 者等との連携	ては, 居宅:	介護支援事業者	その他保健医療 下, 「居宅介語	E提供するに当たっ 景サービス又は福祉 養支援事業所等」と	適・否適・否
	ては、利用 ³ に、当該利 供及び保健	者又はその家族 用者に係る居宅	に対して適切な 介護支援事業者 は福祉サービス	の提供の終了に際し は指導を行うととも 首に対する情報の提 なを提供する者との	
8 法定代理受領サー ビスの提供を受ける ための援助	利用申込者がたけるときは、ビス計画の作り対して届け出る受領サービスを実施を表する。	介護保険法施行 当該利用申込 或を居宅介護す ること等により として受けるこ	規則第64条各号 者又はその家放 援事業者に依頼 指定訪問介語 とができる旨を 報を提供するこ	是供の開始にも けいずれ、居宅村に はないがし、市では はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はいでは、	事例の有無 有・無
9 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供				☑が作成されている }供しているか。	適 · 否
10 居宅サービス計画 等の変更の援助	希望する場合 供期間内のサ-	や居宅サービス ービスの評価を 用者に係る居宅	計画に位置付け 適宜行い,計画	- ビス計画の変更を けられたサービス提 回の変更が必要な場 らへの連絡その他の	適・ 否
11 身分を証する書類 の携行	を携行させ, れたときは,	初回訪問時及これを提示す	び利用者又はそべき旨を指導し		適 · 否身分証明書 有 · 無
	護員等の氏名	名の記載がある	か。)名称,当該訪問介	適 · 否
12 サービスの提供の記録	当該指定訪 いて法第41章 ける居宅介記	問介護の提供日 条第6項の規定 獲サービス費の ス計画を記載し	及び内容, 当該により利用者に額その他必要な	を提供した際には、 を指定訪問介護につ に代わって支払を受 事項を、利用者の れに準ずる書面に記	適 ・ 否 書面の種類 ・サービス和 用票 ・その他書面 ()
	1				

チェックポイント	関係書類	根拠法令 特記事項
 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 	がわかる資料 〇 実績記録	基準 第14条第1項 基準 第14条第2項
・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。		基準 第15条
・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。 ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	画(控)(1)~(3)	基準第16条
・ 利用者の状態の変更により、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 ・ 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行うこと。	〇 当該書面	基準第17条 解釈 第3の一の3(8)
・ 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、(2)の要件の外に、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	〇 身分を証する書 類(名札等)	基準第18条 解釈 第3の一の3 (9)
・ 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別等)、 保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	〇 利用者への交付 書面(控)	基準 第19条第1項 解釈 第3の一の3 (10)①

主眼事項		着	眼	点	自己評価
	提供日、提状況その代出があった	是供した具体的 也必要な事項を]なサービス(記録すると (書の交付そ)	介護を提供した際には、 の内容、利用者の心身の ともに、利用者からの申 の他適切な方法により、 いるか。	適 ・ 否 文書の交付 有 ・ 無
13 利用料等の受領	指定訪問が 部として, 準額から当	ト護を提供した 当該指定訪問 当該指定訪問介	:際には,その 引介護に係る」 :護事業者に	受領サービスに該当する の利用者から利用料の一 居宅介護サービス費用基 支払われる居宅介護サー を受けているか。	
	い指定訪問 利用料の8	問介護を提供し 頁と,指定訪問	た際にその 引介護に係る	受領サービスに該当しな 利用者から支払を受ける 居宅介護サービス費用基 ないようにしているか。	
	額のほか, 地域の居宅	利用者の選定 とにおいて指定	こにより通常の に訪問介護を行	及び(2)の支払を受ける の事業の実施地域以外の 行う場合の,それに要し ら受けていないか。	適 ・ 否 費用の徴収 有 ・ 無
	スの提供に対し、当記	こ当たっては、	あらかじめ,]容及び費用!	の費用の額に係るサービ 利用者又はその家族に こついて説明を行い,利	同意文書
	提供に要しした居宅要	ンた費用につき 要介護被保険者	・, その支払 に対し, 厚	介護その他のサービスの を受ける際、当該支払を 生労働省令(施行規則第 証を交付しているか。	有 • 無
	し介第りた費用のした。	ば な お お お ら な ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	は証に、 た費用に、 た費用のでは、 たまの額 が 当 ままのでは、 の が 当 ままのでは、 の が 当 ままのの できまった。 この できまった。 この きょう かい	第8項の規定によりでで、 はは、 はは、 はいで、 の規定にいて、 ののでは、 ののでは、 ののがでは、 ののがでは、 ののがでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。		基準 第19条第2項 解釈 第3の一の3 (10)② 鹿児島県条例	
	〇 金銭台帳の類 〇 請求書及び領収 証(控)	基準 第20条第1項	
割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。費用の全額(10割)の支払いを受けているか。	〇 介護給付費請求明細書(控) 〇 運営規程	基準 第20条第2項	
保険給付の対象外の便宜に係る費用はその 実費相当額を利用者から徴収できるが、あい まいな名目による費用の徴収を認めないこと から運営規程等に明示されることが必要であ る。		基準 第20条第3項	
・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印)を受けているか。		基準 第20条第4項	
利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でもよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。		法第41条第8項	
 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② 食事の提供に要した費用の額 ③ 滞在に要した費用の額 ④ その他の費用の額(それぞれ個別の費用ごとに区分) ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 		施行規則第65条	

主眼事項		着	眼	点	自己評価
14 保険給付の請求の ための証明書の交付	指定訪問介證 定訪問介護 <i>0</i>	護に係る利用料)内容,費用の	料の支払を受け り額その他必要	サービスに該当しないた場合は、提供した指 と認められる事項を記 けして交付しているか。	
15 指定訪問介護の 基本取扱方針				は態の軽減又は悪化の防 計画的に行われている	
			は、自らその提 その改善を図っ	是供する指定訪問介護 <i>の</i> っているか。	適・否
16 指定訪問介護の 具体的取扱方針				,訪問介護計画に基づ 要な援助を行っている	
	旨とし、和	川用者又はその	の家族に対し,	懇切丁寧に行うことを サービスの提供方法等 ∵行っているか。	
				介護技術の進歩に対応 スの提供を行っている	
	な把握に多			ヽれている環境等の的確 Ξ対し,適切な相談及℧	
17 訪問介護計画の 作成	希望を踏ま	まえて, 指定記 体的なサービス	方問介護の目標	日常生活全般の状況及び 票,当該目標を達成する 日載した訪問介護計画を	
	場合は, 当 なお, 記 れた場合に	á該計画の内容 訪問介護計画の は、当該訪問が	字に沿って作成 の作成後に居宅 个護計画が居宅	、計画が作成されている しているか。 ミサービス計画が作成さ ミサービス計画に沿った E更しているか。	
	は, その内 利用者の同	内容について和 同意を得ている	利用者又はその るか。	計画の作成に当たって)家族に対して説明し, 拍明を行っているか。	適・否
			は,訪問介護計 月者に交付して	↑画を作成した際には, ∵いるか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 ・ 様式は基本的には介護給付費明細書と同様記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。		基準第21条	
(指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針の留意点) ① 提供された介護サービスは、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価し、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図っているか。	〇 居宅サービス計 画(控)	基準 第22条第1項 基準 第22条第2項 (法第73条1項)	
② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。	〇 研修受講記録	基準 第23条第一号 基準 第23条第二号	
		基準 第23条第三号 基準 第23条第四号	
(訪問介護計画の作成上の留意点) ① サービス提供責任者は、計画目標や内容等に力利用者の家族につい方法で記明しまが、一でで説明を行って説明を行って説明を行って説明を行って、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 のののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののののののののでは、 1 ののののののののののののののでは、 1 ののののののののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 のののののののでは、 1 のののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 のののののののののでは、 1 のののののののののでは、 1 のののののののでは、 1 ののののののののののののでは、 1 ののののののでは、 1 のののののののでは、 1 のののののののでは、 1 ののののののでは、 1 ののののののでは、 1 ののののののののでは、 1 ののののののでは、 1 ののののののでは、 1 ののののののでは、 1 ののののでは、 1 のののののでは、 1 のののののでは、 1 のののののでは、 1 ののののでは、 1 ののののでは、 1 のののでは、 1 ののでは、 1 の		基準 第24条第1項 解釈 第3の一の3の (14) 基準 第24条第2項 基準 第24条第3項 基準 第24条第3項	

主眼事項	着	自己評価
	(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪護計画の変更を行っているか。	
	(6) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う (1)から(4)に準じて取り扱っているか。	際も 適・ 否
18 同居家族に対する サービス提供の禁止	指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家ある利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいないか。	族で 適・否
19 利用者に関する 市町村への通知	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して 旨を市町村に通知しているか。	
	① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示 わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと られるとき。	
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又 けようとしたとき。	は受 事例の有無 有 ・ 無
20 緊急時等の対応	訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、かに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じている	速や
21 管理者及びサービ ス提供責任者の責務	(1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事 の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	業所 適・ 否
	(2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第24節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要揮命令を行っているか。	章第
	(3) サービス提供責任者は、省令第24条の「訪問介護計画成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行って	
	成」に規定する業務のはか、次に掲げる業務を行うとか。 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること 	
	② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期 把握すること。②の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提 当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の 者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提	供に 適・ 否 利用
	行うこと。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供 している事業者は、当該居宅サービス計画を 作成している指定居宅介護支援事業者から訪 問介護計画の提供の求めがあった際には、当 該計画を提供することに協力するよう努めて いるか。		基準 第24条第5項 基準 第24条第6項	
・ 指定訪問介護事業所の具体的な防止策としてどのような取り組みをしているか確認する。		基準第25条	
・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を 受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大 な過失等により、要介護状態又はその原因と なった事故を生じさせるなどした者に関し、 保険給付の適正化の観点から市町村に通知し なければならない。		基準第26条 解釈 第3の一の3の (15)	
・ 運営規程に必要な措置等を規定している か。緊急時において円滑な協力を得るため事 前に利用者の主治医から必要な情報を得てい ることが必要になる。			
・管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに居宅基準第2章第4節(運営に関する基準)を 遵守させるための指揮命令を行うものである。 ・サービス提供責任者は、左記(3)に具体的に列	務している場合 それぞれの勤務 表	第28条解釈	
記する業務を行うものである。この場合、複数 のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行う ことにより、指定訪問介護事業所として当該業 務を適切に行うことができているときは、必ず しも1人のサービス提供責任者が当該業務の全 てを行う必要はない。	〇 組織表(体系表) など	第3の一の3の(17)	
・左記②の2の情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な内容については、例えば、 ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を ー度に服用している ・薬の服用を拒絶している			

主眼事項		眼	点	自己評価
	③ サービス担当者会 業者等と連携を図る		こより, 居宅介護支援事	適・否
	じ。)に対し、具体	本的な援助目標ス	責任者を除く。以下同 及び援助内容を指示する D情報を伝達すること。	適・否
	⑤ 訪問介護員等の第	業務の実施状況 を	を把握すること。	適・否
	⑥ 訪問介護員等の能 ること。	能力や希望を踏 ā	まえた業務管理を実施す	適・否
	⑦ 訪問介護員等に対	対する研修, 技術	所指導等を実施すること	適・否
	⑧ その他サービス♪ ること。	内容の管理につい	いて必要な業務を実施す	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・使いる・・回り、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	関係書類	解釈 (18) 解釈 の の の の	特記事項
・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び当該計画の実施状況について適切な管理を行うとともに、組織立てて左記の管理業務を行っているか。			

主眼事項	着	眼点	自己評価
22 運営規程	げる重要事項を内容とる ① 事業の目的及び過 ② 従業者の職種,員 ③ 営業日及び営業 ④ 指定訪問介護の「	数及び職務の内容 時間 内容及び利用料その他の費用の額	弱 · 否
	⑤ 通常の事業の実施⑥ 緊急時等における⑦ 虐待の防止のため⑧ その他運営に関する	る対応方法 めの措置に関する事項	
23 介護等の総合的な 提供	ては、入浴、排せつ、1 家事を常に総合的に提供助に偏することがないが 例えば、通院等のため	は、指定訪問介護の事業の運営に当たっ食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の供するものとし、介護等のうち特定の扱い。 対象のとは、介護等のうち特定の扱い。 対乗車又は降車の介助を行う指定訪問介身体介護又は生活援助を総合的に提供し	
24 勤務体制の確保等		者は, 利用者に対し適切な指定訪問介護 指定訪問介護事業所ごとに, 訪問介護員 めているか。	
	作成し, 訪問介護員等	所ごとに,原則として月ごとの勤務表を等については,日々の勤務時間,職務の の別,管理者との兼務関係,サービス提 を明確にしているか。	
		者は,指定訪問介護事業所ごとに,当該 の訪問介護員等によって指定訪問介護を	
		者は, 訪問介護員等の資質の向上のため する研修や当該事業所内の研修への参加 呆しているか。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助 等のサービス内容を指す。	〇 運営規程	基準第29条	
〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程 を定めるに当たっては、居宅基準第5条(訪 問介護員等の員数)において置くべきとされ ている員数を満たす範囲において、「〇人以 上」と記載することも差し支えない。		解釈 第3の一の3の (19)①	
〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者 の選定、従業者への研修方法や研修計画等) や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待 等」という。)が発生した場合の対応方法等 を指す内容であること。		解釈 第3の一の3の (19)⑤	
サービスの提供実績や事業運営全般から判断して特定のサービスに偏っていないか。通院等のための乗車又は降車の介助を行う場合、県知事が指定を行う際には事業所の所在地の市町村に対して意見を求めること。	(利用者ごと)	基準 第29条の2 解釈 第3の一の3の (20)	
〈留意点〉 ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。		基準 第30条 解釈 第3の一の3の (21)①~③	
② 訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。 ③ 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないこと。	〇 辞令又は雇用契 約書	労働者者派遣法事 動 動 動 動 の は は る は は は は は は は は は は は は は は は は	

主眼事項		着	眼	点	自己評価
	する観点か な関係を背 を超えたも	、ら, 職場に 背景とした言 , のにより訪	おいて行われ 動であって業 問介護員等の	定訪問介護の提供を確 る性的な言動又は優越 務上必要かつ相当な範 就業環境が害されるこ 必要な措置を講じてい	的 囲 と
				とは,職場におけるセ ラスメントをいう。	2
	ける優越	ぬのな関係を	背景とした言	は, 「事業主が職場に 動に起因する問題に関 いての指針」をいう。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
 事業主には、職場におけるハラスメント(※ の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉(指針) 	저 내 된 저	基準 第30条第4項 解釈 第3の一の3の (21)④ ・雇用の分野に おける男女の均	10 化
・「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号) ・「パワーハラスメント指針」(※2)(令和2年厚生労働省告示第5号)		等遇のな法律第113 号項・合性 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別 ・ 会別	
a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		に労働者の雇用 の安定及び職業 生活の充実等に 関する法律(昭 和41年法律第13 2号)第30条の2 第1項	
なお、パワーハラスメント防止のための事業 主の方針の明確化等の措置義務については、令 和4年4月1日から義務化となり、それまでの 間は努力義務とされているが、適切な勤務体制 の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう 努められたい。			
て〉 ・パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ②被害者への配慮のための取組(メンタルへル			
ス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) が規定されている。			

主眼事項	着	眼点	自己評価
25 業務継続計画の策 定等	継続計画に従い必要 ※「業務継続計画」 利用者に対する指	者は、業務継続計画を策定し、当な措置を講じているか。 : 感染症や非常災害の発生時にお 定訪問介護の提供を継続的に実施 の体制で早期の業務再開を図るた	いて, するた
		者は、訪問介護員等に対し、業務はとともに、必要な研修及び訓練を	
		者は、定期的に業務継続計画の見業務継続計画の変更を行っている。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、 '事業主が講ずべき措置の具体的内容'の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基			※厚生労働省 ホームページ 参照 (https://ww w.mhlw.go.jp/ stf/newpage_0 5120.html)
金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。			
 ・指定訪問介護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他ュレーション)を実施しなければならない。 ・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものより行うことも差し支えない。 ・感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることの従業者を及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者 		基準 第30条の2 解釈第3の一の の(22)	
が参加できるようにすることが望ましい。 ・経過措置(令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。) 【業務継続計画の記載項目等】 イ 感染症に係る業務継続計画			
c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
26 衛生管理等	(1) 指定訪問介護事業			
		護事業者は、訪り	問介護員等が感染源と	
	め、使い捨ての手袋	等感染を予防する	を感染の危険から守る るための備品等を備え	
	など対策を講じてい (2) 指定訪問介護事業		介護事業所の記供及れ	「備」適・否
	(2) 指定初向が設争来 品等について, 衛生			. M48 166

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 (参照) ・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」			
【研修の内容】・・感染症及び災害に係る業務継続計、、の内容】・・感染症及び災害に係る者ととにになって、から、で、ないので、で、ないので、で、で、ないので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、			
・指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。	るマニュアル	第31条第1項	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(3) 指定訪問介護事業 感染症が発生し,又 げる措置を講じてい	はまん延しない	B訪問介護事業所においように、次の①~③	
	ビ電話装置を活用	して行 う ことが 回以上開催する	る感染対策委員会(ができるものとする。 とともに,その結果 ·図っているか。) を
	のための対策を ※「感染対策担当 ※「テレビ電話割	検討する委員会 4者」:専任の原 表置等」:テレ ルタイムでの画	の予防及びまん延の : 惑染対策を担当する者 ビ電話装置その他の ī像を介したコミュニ	· 情報
	② 当該指定訪問介 延の防止のための		る感染症の予防及びいるか。	まん 適・ 否
		及びまん延の防	いて, 訪問介護員等 j止のための研修及び	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
【感染き措置の具体的、事業所の問題を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	関係書類	根拠法令 基準 第31条第3項	特記事項
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
主眼事項	着	眼	点	自己評価
27 掲 示	所に, 運営規程の概 利用申込者のサービ を掲示しているか。 (2) 指定訪問介護事業 た書面を当該指定訪	要, 訪問介護員等 スの選択に資する 者は, 上記(1)に 問介護事業所に備 由に閲覧させるこ	:護事業所の見やすの見やすの 動動を記められる重要 動力を記せる事項を記載を はたけ、り、(1)の はことにより、(1)の はことにより、(1)の はことにより、(1)の はことにより、(1)の はことにより、(1)の	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練 ・登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等 その他の従業者に対する「感染症の予防及び まん延の防止のための研修」の内容は、感染 対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓 発するとともに、当該事業所における指針に 基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励 行を行うものとする。 ・職員教育を組織的に浸透させていくために は、当該事業所が定期的な教育(年1回以		依 拠 冱 节	付記事場
上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ・研修の実施内容についても記録すること。 ・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じ行うこと。 ・平時から、実際に感染症が発生した場合を			
想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。 ・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は			
問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ※重要事項 ・運営規程の概要、		基準第32条	
・訪問介護員等の勤務体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)		解釈 第3の一の3の (24)	
・ 次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用 者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。			

主眼事項	j		眼	点	自己評価
28 秘密保持等				里由がなく, その を漏らしていない	適 ・ 否
	であった者が	, 正当な理由が 族の秘密を漏り	がなく、その業剤	隻事業所の従業者 8上知り得た利用 よう,必要な措置	適 ・ 否
	利用者の個人	情報を用いる場 報を用いる場合	場合は利用者の同	会議等において, 司意を, 利用者の 司意を, あらかじ	適 ・ 否 文書による同意 有 ・ 無
29 広 告				所について広告を 大なものとなって	
30 不当な働きかけの禁止	関し,指定居宅 護被保険者に対	介護支援事業所して、利用者に	所の介護支援専門 こ必要のないサ-	の作成又は変更に 門員又は居宅要介 ービスを位置付け テっていないか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種 ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示す る趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲 示することを求めるものではないこと。			
・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。			
・訪問介護員等の質的向上を図るための研修等 の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講 じること。		-	
・具体的には、就業規則に盛り込むなど、雇用 時の取り決め等を行うこと。		基準 第33条第2項	
・個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に 適切な説明(利用の目的、配布される範囲等) がされ、文書による同意を得ているか。	〇 利用者の同意書	基準 第33条第3項	
・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便 宜に係る費用等その内容が適正か確認する。	O 広告用パンフレ ットなど	基準第34条	
・居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。		基準第34条の2解釈 第3の一の3の (26)	
・具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と 居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や 同一の建物等に所在する場合において、当該利 用者の状況を勘案することなく、自らが提供す る訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置 付けるよう働きかけるような場合が該当する。			

主眼事項	着	眼	点		自己	評価
31 居宅介護支援事業 者に対する利益供与 の禁止	に対し、利用者に	に対して特定の事業	隻支援事業者又はその行 き者によるサービスを利 也の財産上の利益を供 ^り	削用さ	適 .	否
32 苦情処理	者及びその家! で講じていには、 業所にはかには、 で明らるか、 で明らるが、 で明らるが、 で明らるが、 で明らるが、 で明らるが、	族からの苦情に迅け付けるための窓口い。 相談窓口、苦情処理するため 利用申込者又はそこ苦情に対する措置	、た指定訪問介護に係る 速かつ適切に対応する 1を設置する等の必要を 1を設置する等の必要を 1での体制及び手順等 1で家族にサービスのに 1の概要についても併っ 1での概要についても併っ 1での概要についても併っ	おお 当こ内され め置 事いを記	適 .	否
		護事業者は, (1))内容等を記録して	の苦情を受け付けたち いるか。	易合に	適 '	否
	上での重要な愉	青報であるとの認識	ヾサービスの質の向上を 哉に立ち,苦情の内容を ∶取組を自ら行っている	を踏ま	適 '	否
	第23条(文書の 他の物件の提出 らの質問若しく また、利用で するとともに、	の提出等)の規定に 出若しくは提示の求 (は照会に応じてい 者からの苦情に関し 市町村から指導又	た指定訪問介護に関いまり市町村が行う文章 はり市町村が行う文章 め又は当該市町村の町であるか。 いるか。 いて市町村が行う調査しては助言を受けた場合している。	書員 協おい	有	
		隻事業者は,市町村 きの内容を市町村に	†からの求めがあった [‡] ニ報告しているか。	場合に	適	否
	者からの苦情に 176条(連合会 もに、国民健康	に関して国民健康係 会の業務)第1項第 東保険団体連合会か いては、当該指導又	た指定訪問介護に係る 民険団体連合会が行うえ 第三号の調査に協力する いら同号の指導又は助 なは助言に従って必要の	k第 るとと 言を受	有	無
		合には, (6)の改善	≇康保険団体連合会か↓ ₹の内容を国民健康保障		適 .	否
33 地域との連携 <mark>等</mark>	供した指定訪問	引介護に関する利用	事業の運営に当たって(引者からの苦情に関して 最助を行う事業その他の 努めているか。	て,市		· 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準第35条	
・ 苦情処理体制,手続きが定められている	○ サービス内容の 説明文書 ○ 苦情処理に関す る記録など	基準 第36条第1項 解釈 第3の一の3の (28)①	
・ 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、運営基準上に明確にしているか。		基準 第36条第2項 解釈 第3の一の3の (28)②,③	
当該指定訪問介護事業所に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国民健康保険団体連合会の調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。		基準 第36条第3項	
		基準 第36条第4項 基準 第36条第5項	
		基準 第36条第6項	
・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		基準 第36条の2 解釈 第3の一の3の (29)	

主眼事項		 着	眼	点	自己評価
	物と同一の供する場合	建物に居住 には、当該	する利用者に 建物に居住す	引介護事業所の所在する建 対して指定訪問介護を提 る利用者以外の者に対し 努めているか。	:
34 事故発生時の対応	供により事 族, 当該利	耳故が発生し 用者に係る	た場合は,	三対する指定訪問介護の提 市町村、当該利用者の家 登事業者等に連絡を行うと へ。	有・無
			は, (1)の事 記録している	罫故の状況及び事故に際し 。か。	適・否
		i償すべき事		ニ対する指定訪問介護の提 ニ場合は,損害賠償を速や	
				Eじた際にはその原因を解 まじているか。	適 • 否
35 虐待の防止	指定訪問介ため、次に掲			E又はその再発を防止する \。	適・否
	策を検討 とができ	する委員会 るものとす	(テレビ電話 る。)を定期	ける虐待の防止のための対 話装置等を活用して行うこ 目的に開催するとともに、 手に周知徹底を図っている	
		i定訪問介護 iしているか	•	ける虐待の防止のための指	適・否

チェックポイント	関係書類 根拠法令 特記事項
・ 高齢者的に 集合をにる 生物に 自動者 に 自動者 に 自動者 に 自動語 は に 音響を い の い の い の い の い の い の い の い の い の い	
・ 事故が発生した場合の対応方法について は、あらかじめ定めておくことが望ましい。	○ 緊急時の連絡体 制に関する書類 ・事故に関する記録
・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償 資力を有することが望ましい。	基準 第37条第2項 〇 損害賠償保険証 書 基準 第37条第3項 解釈 第3の一の3の (30)②
〇 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ・虐待の未然防止 指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・ 人格尊重に対する配慮を常に心がけなない。 サービス提供にあたる必要があり、研修等を 通じて、従業者にそれらに関する理解を促す 必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防 止法等に規定する養介護事業の従業者として の責務・適切な対応等を正しく理解している ことも重要である。	基準 第37条の2 解釈 第3の一の3の (31)

主眼事項	着	眼	点		自己評価
			こおいて、 訪問介護 を定期的に実施して		適 • 否
	④ ①~③に掲 いているか。	引げる措置を 適切	に実施するための₺	旦当者を置	適・否
			齢者虐待の防止、高 法律」(平成17年		

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・虐待等の早期発見			
指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又			
はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案			
を発見しやすい立場にあることから、これら			
を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待			
等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周			
知等)がとられていることが望ましい。ま			
た、利用者及びその家族からの虐待等に係る			
相談、利用者から市町村への虐待の届出につ			
いて、適切な対応をすること。			
・虐待等への迅速かつ適切な対応			
虐待が発生した場合には、速やかに市町村			
の窓口に通報される必要があり、指定訪問介			
護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に			
行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査			
等に協力するよう努めること。			
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発			
見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を			
確実に防止するために次に掲げる事項を実施す			
るものとする。			
・経過措置(令和6年3月31日までの間は、努			
力義務とされている。)			
①虐待の防止のための対策を検討する委員会			
※「虐待防止検討委員会」:虐待等の発生の防			
止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合			
はその再発を確実に防止するための対策を検			
討する委員会			
・管理者を含む幅広い職種で構成する。			
・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす			
るとともに、定期的に開催することが必要で			
ある。			
・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用			
することが望ましい。			
・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般			
の事情が、複雑かつ機微なものであることが			
想定されるため、その性質上、一概に従業者			
に共有されるべき情報であるとは限られず、			
個別の状況に応じて慎重に対応することが重			
要である。			
・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置し			
ている場合、これと一体的に設置・運営する			
こととして差し支えない。			
・事業所に実施が求められるものであるが、他			
のサービス事業者との連携等により行うこと			
も差し支えない。			
・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を			
活用して行うことができるものとする。			
・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介			
護関係事業者における個人情報の適切な取扱			
いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療			

主眼事項	着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			
〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の			
再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図ること。			
イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織 に関すること			
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること			
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること			
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告でき る体制整備に関すること			
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市 町村への通報が迅速かつ適切に行われるた			
めの方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の			
分析から得られる再発の確実な防止策に関 すること			
ト 再発の防止策を講じた際に、その効果につ いての評価に関すること			
②虐待の防止のための指針			
「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。			
イ 事業所における虐待の防止に関する基本的 考え方			
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項			
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本 方針			
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する 基本方針			
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に 関する事項			
へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する			
テ 利用有等に対するヨ該指軒の閲覧に関する 事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事			
り、その他信符の防止の推進のために必要な事項			
③虐待の防止のための従業者に対する研修 ・従業者に対する虐待の防止のための研修の			
内容としては、虐待等の防止に関する基礎的 内容等の適切な知識を普及・啓発するもので			
あるとともに、当該指定訪問介護事業所にお ける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う			
こと。			

主眼事項	着	眼点	自己評価
36 会計の区分		者は, 指定訪問介護事業所ご 指定訪問介護の事業の会計と いるか。	
		の方法については、別に通知 業における会計の区分につい ているか。	
37 記録の整備	(1) 指定訪問介護事業 する諸記録を整備し	者は,従業者,設備,備品及 ているか。	び会計に関 適・否
	供に関する次に掲げ 間保存しているか。	者は,利用者に対する指定訪 る記録を整備し,その完結の	
	の内容等の記録 ③ 基準第26条に規 ④ 基準第36条第2	項に規定する提供した具体的 定する市町村への通知に係る 項に規定する苦情の内容等の 項に規定する事故の状況及び いての記録	記録

関係書類	根拠法令	特記事項
	基準第38条 平13老振発第 18号	
〇 訪問介護計画 〇 実績記録	基準 第39条 解釈 第3の一の3の (33)	
	〇訪問介護計画	基準第38条 平13老振発第 18号 ○ 実績記録 基準 第39条 解釈 第3の一の3の

主眼事項		自己評価
第5 居宅サービスに関 する基準 1 共生型訪問介護の 基準		
	(1) 指定居宅介護事業所又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(「指定居宅介護事業所等」という。)の従業員の員数が、当該問介護に「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか。	
	(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 共生型訪問介護は、指定障害福祉サービス 等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事 業者又は障害者総合支援法第5条第3項に規定 する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービ		基準 第39条の2	
スの事業を行う者が、要介護者に対して提供 する指定訪問介護をいうものである。		第00条00 2	
(1) 従業者(ホームヘルパー), サービス提供責任者の員数及び管理者 ① 従業者(ホームヘルパー) 指定居宅介護事業所等の従業者の員数, 共生型訪問介護を受ける利用者(要介護		解釈 第3の一の4の (1)	
者)の数を含めて当該居宅介護事業所等の 利用者の数とした場合に、当該居宅介護事 業所等として必要とされる数以上である か。			
② サービス提供責任者 共生型訪問介護事業所に置くべきサービ ス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業			
所等における指定居宅介護又は重度訪問介 護の利用者 (障害者及び障害児)及び共生 型訪問介護の利用者 (要介護者) の合計数 が、40又はその端数を増すごとに1以上と			
なっているか。 資格要件については、指定居宅介護事業 所等のサービス提供責任者であれば、共生 型訪問介護事業所のサービス提供責任者の			
資格要件を満たすものとする。 共生型訪問介護事業所のサービス提供責 任者と指定居宅介護事業所等のサービス提 供責任者を兼務することは差し支えない。			
③ 管理者 第3の一の1の(3)を参照。 共生型訪問介護事業所の管理者と指定居			
宅介護事業所等の管理者を兼務することは 差し支えない。			
(2) 設備 指定居宅介護事業所等として満たすべき 設備基準を満たしていれば足りるものであ る。		解釈 第3の一の4の (2)	
(3) 指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けているか。		解釈 第3の一の4の (3)	
(4) 運営等 解釈第3の一の3を参照。		解釈 第3の一の4の (4)	

主眼事項	ء ء	<u> </u>	眼	点	自己評価
第6 電磁的記録等	たの本認いて項面的で供 (2) たす規で書る省、識うい並に方作さ 指るる定い面者令正す。るび代式られ 定者もにるに、規、こ下は下てのるも 宅、(いのえ作定副と、想記、他記の サ交以てにて	成に本がこ定(当人録を 一付下書つ,っ,お,でのさ)該のでい ビ,,面い電て保い複き条れに書知あう ス説「でて磁認存て本るにる規面覚っ。 事明交行は的識そ書そ情おも定ににて) 業,付う,方すの面の報いのす係よ,に 者同等こ当法る	他『他がて(るるっ電よ 及意」と該(こ書字載じ1の磁認計行 指承い規付子ら面,さ。条を的識算う 定諾う定等的に「図れ)(条除記す機こ 居,。さの方類書形たで受く録るにと 宅締)れ相法す類等紙行給)(こよが サ結のて手,す類等紙行給)	人の知覚による情報の他のおりです。 そのとが規定と第二のでは、 者証の確認ののでは、 で子のででは、 で子ができないでする情報の理の用に	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
(5) その他の共生型サービスについてコス提供するものであって、・ が	関係書類	根拠法令 解第3の一の4の(5) 基準第217条	特記事項

訪問介護

主 眼 事 項	着眼点	自己評価
第7 変更の届出等	(1) 指定訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令(平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条)で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問介護事業を再開したときは、厚生労働省令(同上)で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。	適 • 否
	(2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業を廃止し、 又は休止しようとするときは、厚生労働省令(同上)で定め るところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、そ の旨を県知事に届け出ているか。	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等	〇 変更届受理通知	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第一号	
④ 事業所の平面図⑤ 利用者の推定数⑥ 事業所の管理者の氏名,生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名,生年月日,住所及び経歴⑦ 運営規程		法第75条第2項	